加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱

平成30年４月１日

市　長　決　定

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が市以外の団体の主催による、芸術文化、スポーツ、経済、地域活動等の振興、福祉の増進、地域社会の発展等に寄与する事業、行事その他これらに類するもの（以下「事業等」という。）を奨励するため、後援及び共催（以下「後援等」という。）を行うことに対し、必要な事項を定めるものとする。

（後援等の区分）

第２条　市が行う後援等は、次の区分によるものとする。

（１）後援　市が事業等を奨励するもの

（２）共催　市が事業等を奨励し、かつ、市がその事業等の趣旨に賛同し当該事業等の企画又は実施に参画することが適当と認められるもの

（承諾基準）

第３条　市は、次の各号のいずれにも該当するものに限り後援等を承諾するものとする。

（１）事業等の目的及び内容が明確であり、公共性又は公益性の高い性格を有するものであること。

（２）事業等の開催日程及び開催場所が明確であること。

（３）事業等の主催者（以下「主催者」という。）は公共性又は公益性を有する団体その他市長が適当と認める団体であること。

（４）主催者の所在が明確で、組織的な運営により事業等の遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

（５）広く市民を対象とした事業等であって、加古川市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業等又は市を広く知らしめることが期待できる事業等である場合はこの限りでない。

（６）主催者が参加者から入場料、参加料、出品料、協賛金その他費用（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、徴収の目的が適正かつ明確であり、

その金額が類似する事業等において徴収する入場料等の額に比して不相当に高額でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、当該事業等が次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾は行わないものとする。

（１）公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

（２）営利又は商業宣伝を主たる目的とするもの

（３）特定の宗教及び政治的活動に関連するもの又はその恐れがあると認められるもの

（４）加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第１号）第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と関係があるもの又はその恐れのあるもの

（５）公衆衛生及び災害防止に係る措置がなされていないもの

（６）その他市長が後援等を行うことが適当でないと認めるもの

（申込手続）

第４条　後援等の承諾を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、事業等の実施予定日の１箇月前までに、後援・共催申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業等の目的及び内容を明らかにする書類（開催要項、ポスター及びチラシの原案等）

（２）主催者の概要及び活動目的を明らかにする書類（団体規約、会則等）

（３）役員、事業等関係者を明らかにする書類（役員名簿等）

（４）入場料等を徴収する場合は、収支計画を明らかにする書類（収支予算書等）

（５）その他市長が必要と認める書類

３　申込者から事業の後援等の申込みがあったときは、当該後援等の事務処理を所管する課等が受付し、必要な事務手続きを行うものとする。

（承諾の決定）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申込みを受けたときは、承諾の可否を決定し、後援・共催承諾書（様式第２号）又は後援・共催不承諾書（様式第３

号）により申込者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第６条　後援等の承諾を受けた者は、当該承諾に係る事業等の実施計画に変更が生じる場合は、後援・共催事業等変更届出書（様式第４号）により直ちに市長に届け出なければならない。

（承諾の取消等）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の承諾を取消すことができる。

（１）第４条の申込内容に虚偽の事項があったとき。

（２）第３条第１項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は同条第２項各号のいずれかに該当することとなったとき。

２　前項の規定により取消しをするときは、後援・共催取消通知書（様式第５号）により、後援等の承諾を受けた者に通知するものとする。この場合において、取消しに伴い生じた損害については、後援等の承諾を受けた者が負担するものとする。

（実施報告）

第８条　後援等の承諾を受けた者は、事業等の終了後１箇月以内に後援・共催事業等実施報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（１） 実施内容がわかる資料

（２） 印刷物等に市の名義を使用した場合は、当該印刷物等

（３） 入場料等を徴収した場合は、収支報告書、決算書等

（遵守事項）

第９条　後援等の承諾を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）事業等の実施にあたっては、事故防止、救護体制等について十分に留意するとともに、万一生じた事故、災害等についてはすべて主催者の責任において処理すること。

（２）その他市長が必要と認めて指示する事項

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、この要綱の施行の日以後に後援等の承認の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。